

## 児童手当・特例給付 現況届に必要な書類(チェックシート)

以下の書類について、申請時等に提出していても、毎年提出が必要です。

### (1) 必ず提出するもの

<input type="checkbox"/>	村が送付した通知書	
<input type="checkbox"/>	現況届(コピー不可)	●現況届の提出がない場合、6月分以降の手当が受けられなくなることがあります。

### (2) 受給者が社会保険に加入している場合

<input type="checkbox"/>	受給者の保険証の写し ※児童のものではありません。	●国民健康保険に加入している場合は、必要ありません。
--------------------------	------------------------------	----------------------------

### (3) 受給者または配偶者が、令和3年1月1日時点で村外に住んでいた場合

<input type="checkbox"/>	受給者の個人番号(マイナンバー)が確認できるもの	●個人番号通知カード、マイナンバーカード、個人番号入りの住民票など
<input type="checkbox"/>	配偶者の個人番号(マイナンバー)が確認できるもの	※個人番号が確認できない場合や情報連携を拒否する場合は、令和3年度の所得課税証明書が必要です。

### (4) 受給者と児童が別居している場合

<input type="checkbox"/>	別居監護申立書	
<input type="checkbox"/>	児童の個人番号(マイナンバー)が確認できるもの	●個人番号通知カード、マイナンバーカード、個人番号入りの住民票など ※個人番号が確認できない場合や情報連携を拒否する場合は、児童の住民票または住民票記載事項証明書が必要です。 (本籍地・筆頭者・続柄の記載があり、個人番号の記載のないもの)